

## 認可地縁団体の規約に係る Q & A

### ①認可地縁団体とは何か？

→私たちが住んでいる地域には、多くの団体が存在しています。

- ・自治公民館
- ・高齢者クラブ
- ・婦人会
- ・地域のスポーツ少年団
- ・文化保存会 など

これら以外にもたくさんあり、これらは「地縁団体」（←認可が付いていません。）と言い、法人格を持っていません。

その中でも、年齢や性別の条件が無く、特定の目的（スポーツや文化活動など）のためではないなど（←他にも条件有り）の団体は、市長から法人格の認可を受けることにより、法人格を持った「認可地縁団体」となることができます。

先程の地縁団体の中で法人格が持てるかどうか（認可地縁団体になれるかどうか）は、次のようになります。

- 自治公民館（年齢などの加入条件**無し**）
- ×自治公民館（年齢などの加入条件**有り**：「18才以上」など）
- ×高齢者クラブ（一定の年齢以上の制限があるため）
- ×婦人会（性別の制限があるため）
- ×地域のスポーツ少年団（特定の目的（スポーツ）のため）
- ×文化保存会（特定の目的（文化の保存）のため）

### ②認可地縁団体にならないといけないのか？

→この制度は自治公民館などの地縁団体が、法人格を有する必要がある場合に申請すれば良く、義務ではありません。

### ③認可地縁団体になる必要性・メリットは？

→法人格の無い地縁団体（法人格を持たない自治公民館）の場合は、土地・建物の登記や電気・水道・携帯電話等の契約を自治公民館名で行うことはできません。公民館長名で契約しなければならないため、公民館長が交代する度に、登記や契約の名義を変更する手続きが必要で、その手続きに多くの時間と労力等を要します。仮に公民館長がお亡くなりになった場合には、相続人に同意等を得るなどの手間も増えます。

一方で、認可地縁団体（法人格を持った自治公民館）の場合は、登記や契約の名義はそのままで、市役所に代表者の変更の届出をするだけで済み、手続きが大幅に軽減できます。

#### ④なぜ規約を改正しないといけないのか？

→平成3年に地方自治法が改正され、認可地縁団体制度がスタートしておりますが、認可地縁団体の規約がその地方自治法に規定されている内容と適合していない団体があるようです。その適合していない団体について、規約を改正するようお願いしているところです。

適合していない内容とは、主に以下の部分です。

- ・ 会員は世帯ではなく、個人としなければならないこと
- ・ 表決権も世帯で1票ではなく、個人で1票としなければならないこと
- ・ 資産の状況を示す書類を備えること
- ・ 公民館の構成員（館員）の加入状況がわかる書類（名簿等）を備えること
- ・ 規約を変更するには、市長の認可を受けなければならないこと

#### ②班で1票や世帯で1票のような代議員制をとっている場合は、どうすればよいか？

→館員の1人ひとりが表決権を1票ずつ持つ規約に改正する必要があります。

#### ③幼児や寝たきりの高齢者も館員にならないといけないのか？

→地方自治法では、「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができる」と規定されており、年齢、性別、国籍等に関係なく、館員になることができますが、「必ず館員としなければならない」という意味ではありません。現実的に幼児等を館員にするかどうかは、保護者（法定代理人）等の判断や自治公民館の活動にあわせて判断をする必要があります。

#### ④会員数が多く、全ての会員が総会に出席することはできない場合はどうすればよいか？

→総会を開催するための定足数や議案の賛否を決するための票数を確保するため、書面等による表決、または口頭又は書面による委任をする必要があります。ただし口頭での委任については、委任者数や票数を確認できる証拠がなく信頼性に欠けますので、取り扱いについては十分に検討してください。（手間は増えますが、書面による委任状を集めたほうがよいと考えます。）

#### ⑤世帯に複数人の会員がいれば、それぞれ表決や委任が必要になるのか？

→館員それぞれで必要です。（委任状は1枚で作成して結構です。）

特定事項であれば、規約に定めることにより、世帯員数分の1（合計すると世帯で1票）とすることができますが、この場合でも各館員がそれぞれ表決権を持っているため、委任状や口頭で委任を行う必要があります。

⑥複数回分の総会について、まとめて一つの委任状としてよいか？

→開催日や審議事項が不明な総会分まで、委任状をとることはできません。  
総会は法の規定により、少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならないとされているため、その都度、委任状が必要となります。

⑦今まで代議員制で議決してきた事項は無効になるのか？

→これまでの議決事項が無効になるわけではありません。

⑧規約を改正しない場合は、どうなるのか？

→改正しない場合は、最終的には認可が取り消しになることもあります。  
法に適合していない規約の場合は、対外的にも対抗力がありません。

⑨いつまでに改正しないとイケないのか？

→令和8年3月31日頃までをお願いします。

⑩「世帯全員が加入する家庭、世帯主だけが加入する家庭」となると館費をはじめ不公平感を招くことも考えられます。どうしたらよいか？

- 館費、広報誌・回覧板の配布については世帯単位での取扱いとすることが可能です。
- 館費を1人〇〇円とすると、世帯の中で加入しない方が出てくるかもしれませんので、注意が必要です。
- 重要事項である財産の処分、代表者や監事の選任、規約の改正、会の解散等に関する表決権は1人1票ですが、事業計画・予算、事業報告・決算に関する表決権については、別に規約に定めることで、世帯員数分の1（合計すると世帯で1票）とすることができます。
- 協力金の支給額、上部機関への納付金等については、法律に規定されておられませんので、従来どおり世帯単位で徴収することも可能ですが、不都合が生じるのであれば、団体において新たな徴収方法を設定することも可能です。